

## 保育施設等の災害時における臨時休園ガイドライン

台風やゲリラ豪雨等の自然災害が全国的に相次いで発生し、甚大な被害が発生しています。本市においても令和7年8月8日未明に記録的な豪雨に見舞われ、多くの方が被災し、土砂災害によりお一人の尊い命が失われました。

このような自然災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合に備え、園児や保護者、職員等の安全を守るために、災害発生時における保育施設等の臨時休園の基準を策定します。

### 1 本ガイドラインの対象となる施設

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園（以下「保育施設等」という。）

### 2 水害・土砂災害の際の指標

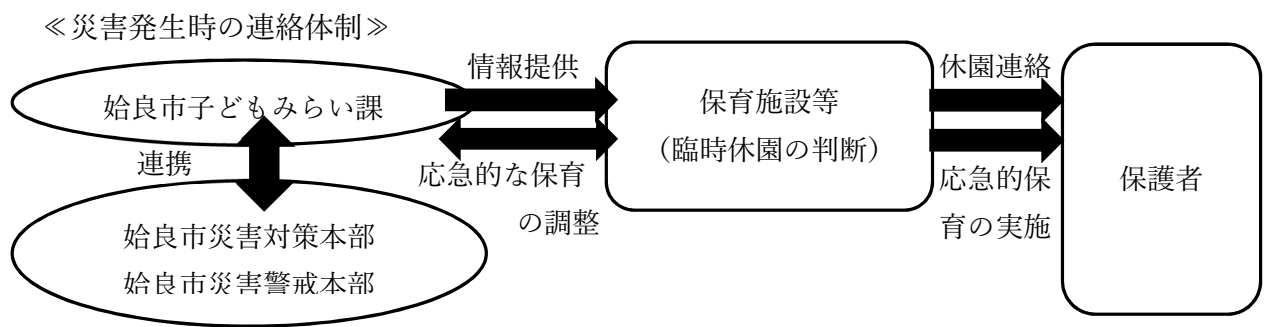
現在、次の警戒レベルにより、避難情報等が定められています。

警戒レベル	発令者	避難情報等	市民がとるべき行動
5	始良市	緊急安全確保 (災害発生又は切迫)	命の危険、直ちに安全確保
4	始良市	避難指示 (災害の恐れが高い)	危険な場所から全員避難する
3	始良市	高齢者等避難 (被害の恐れあり)	避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難する それ以外の人も自主避難する
2	気象庁	大雨・洪水・高潮注意報 (気象状況悪化)	避難の準備を進め、自ら避難先や避難ルートを確認する
1	気象庁	早期注意情報 (今後気象状況悪化の恐れ)	災害への心構えを高める

### 3 臨時休園の判断

台風接近や集中豪雨等の自然災害の恐れがある場合、保育施設等において、本ガイドラインの基準に基づき臨時休園等の判断を行います。

施設として、個別の事情を考慮して応急的な対応が必要な場合には、現に危険が迫っている状況を除き、事前に市と対応を協議することとします。



#### 4 臨時休園等の判断基準（風水害）

##### (1) 保育施設等が所在する地区で「開園時間前までに発令」の場合

警戒レベル	保育所等の対応
警戒レベル5 警戒レベル4	<p><b>臨時休園とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へ臨時休園について連絡する。</li> <li>警戒レベルの引き下げ等に伴う対応は警戒レベル3と同様とする。</li> </ul>
警戒レベル3	<p><b>保育施設等及び施設周辺の安全、職員の配置が確保されている場合に限り開園する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へ開園または閉園の連絡をする。</li> <li>警戒レベルの引き上げに備え、情報収集に努める。</li> <li>臨時休園した場合において、正午までに警戒レベルの引き下げ、または解除がなされ、開園可能と判断する場合は、受け入れ態勢が整い次第、保護者へ連絡する。</li> <li>開園時刻までに警戒レベルの引き下げ、または解除された場合、保育施設等及び周辺の安全、職員の状況を確認した上で開園する。</li> </ul>
警戒レベル1・2	<p><b>開園する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へ事態が悪化した場合（保育の短縮等）を考慮した上で登園判断を促す。</li> <li>施設は児童の受入れ準備を行う。</li> </ul>

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル	保育所等の対応
警戒レベル5 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者へ周知している避難所等へ児童を速やかに避難させる。ただし、施設内において安全が確保できると判断した場合には、児童をその場所へ避難させ、すでに安全な避難ができず危険な状況の場合は、今いる場所より安全な場所へ直ちに移動する。</li> <li>・保護者へ「気象情報」、「施設（児童）の状況」の連絡と、「安全を確保しながら、速やかなお迎え」を依頼する。</li> </ul>
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者へ警戒レベル3が発令された連絡をする。その際、今後の警戒レベルの引き上げの可能性と対応についても言及する。</li> <li>・警戒レベル3であっても、本市の被災状況や今後の気象情報、職員の状況により臨時休園等が必要と判断した場合は、臨時休園や保育の短縮等の措置をとる。</li> </ul>

5 臨時休園等の判断基準（地震）

地震の強さ	発生時点	保育所等の対応
施設が所在する地区 震度5弱以上	開園前までに発生	<p><u>臨時休園とする。</u></p> <p>ただし、保育施設等及び周辺の安全、職員の状況を確認した上で開園できると判断したときは、保育を実施することができる。</p>
	開園時間中に発生	<p><u>園児の引き渡し後、臨時休園とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者へ周知している避難所等へ児童を速やかに避難させる。ただし、施設内において安全が確保できると判断した場合には、児童をその場所へ避難させ、すでに安全な避難ができず危険な状況の場合は、今いる場所より安全な場所へ直ちに移動する。</li> </ul> <p>保護者へ「施設（児童）の状況」の連絡と、「安全を確保しながら、速やかなお迎え」を依頼する。</p>

## 6 臨時休園等の判断基準（津波）

### 【津波警報、大津波警報発令時】

始良市ホームページ「防災関係マップ」内の「総合防災ハザードマップ（冊子版）」、または「始良市防災情報マップ」にて、施設の所在する地域が「津波浸水想定区域内」に該当するか確認をお願いします。

(<https://www.city.aira.lg.jp/bosai/kurashi/bosai/bosai-map.html>)

開園状況 区域	開園時間までに発生	開園時間中に発生
津波浸水想定区域内 ※施設の所在箇所が、 区域内と同等の対応 が必要な場合を含む	<b>臨時休園とする。</b> 園児、保護者、職員 の安全確保のため臨 時休園とする。	直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。再開については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。
津波浸水想定区域外		災害情報、地域の状況等の情報収集を行い、安全を確保しながら開園する。各施設長において、危険と判断した場合は速やかに避難し、安全確保に努める。

## 7 応急的な保育

防災関係者や医療機関従事者等といった災害時においても社会的要請が強い業務に従事する保護者の児童に対しては、保育の提供を確保する必要があるため、保育施設等で事前に把握し、施設の安全面、職員の配置等を把握した上で、応急的な保育の実施に努めることとします。

なお、応急的な保育を実施する場合は、通常の保育と異なる取り扱い（開園時間、弁当持参等）について保護者へ周知してください。

## 8 保育の再開基準

臨時休園後、警報等が解除された場合は、次について確認し、安全に配慮したうえで保育の再開を検討します。

- 施設及び周辺の安全の確保
- ライフラインの状況（電気・水道・ガス・道路状況等）
- 給食の提供の可否（給食の提供ができない場合でも、一時的に弁当の持参による保育の再開も可とする。）
- 職員の勤務体制の確保
- 本市の被災状況等

## 9 災害情報等の確認方法

次の二次元コードにより始良市防災情報メールにご登録いただくと、警戒レベル情報や避難情報等が配信されます。また、始良市公式 LINE でもご覧いただけます。

始良市防災メール



始良市公式 LINE



## 10 保護者及び職員への周知

- ・ 保育施設等は、入園時の説明会やメール配信等により、保護者への本ガイドラインについて周知してください。
- ・ 保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の児童の引き渡し方法等をあらかじめ定め、保護者への周知及び職員間の情報共有を図ってください。